

# 第4章

## 參考資料



# 1 • 障害保健福祉圏域

人口構成や保健医療需給、障害福祉サービスを提供する資源などは地域ごとに異なっています。障害のある人に適切な障害福祉サービスを提供するため、兵庫県では、県民局及び県民センターの所管区域に準拠し、10の障害保健福祉圏域を設定し、障害福祉サービスの計画的な供給や適切な支援体制の構築を図っています。

## 各圏域の概要（令和3年9月1日現在）

圏域	構成市町	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)
神戸	神戸市	557.02	1,520,020
阪神南	尼崎市、西宮市、芦屋市	169.15	1,037,071
阪神北	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	480.89	712,933
東播磨	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	266.33	714,646
北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	895.61	261,182
中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町	865.25	568,504
西播磨	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	1,566.97	243,622
但馬	豊岡市、養父市、朝来市、新温泉町、香美町	2,133.30	155,482
丹波	丹波篠山市、丹波市	870.80	99,945
淡路	洲本市、南あわじ市、淡路市	595.63	126,316
計		8,400.95	5,439,721



# 2・兵庫県障害者福祉のデータ

## 1 障害のある人の動向

### (1) 概況

障害者手帳の所持者数の推移は、平成27年度末は330,422人でしたが、令和2年度末には343,513人となり、対平成27年度末比で104.0%となっています。

#### 障害者手帳の所持者数（各年度末時点）

	H27年度		R2年度		
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	H27比
身体障害者手帳	245,076人	74.2%	235,208人	68.5%	96.0%
療育手帳	46,665人	14.1%	58,264人	17.0%	124.9%
精神障害者保健福祉手帳	38,681人	11.7%	50,041人	14.5%	129.4%
計	330,422人	100.0%	343,513人	100.0%	104.0%

### (2) 身体障害のある人の動向

令和2年度末時点の身体障害者手帳の所持者数は235,208人となっており、障害区分別に見ると、肢体不自由が129,495人（構成比55.1%）で最多となっており、以下、内部障害（同28.9%）、聴覚障害（同8.0%）、視覚障害（同6.4%）となっています。

また、等級別に見た場合、1級が68,581人（同29.2%）と最多で、以下、4級（同25.8%）、3級（同16.9%）となっています。

	H27年度		R2年度		
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	H27比
視覚	15,905人	6.5%	15,051人	6.4%	94.6%
聴覚	19,177人	7.8%	18,807人	8.0%	98.1%
言語	2,887人	1.2%	2,774人	1.2%	96.1%
肢体不自由	142,758人	58.2%	129,495人	55.1%	90.7%
内部	63,616人	26.0%	68,111人	28.9%	107.1%
免疫機能	733人	0.3%	970人	0.4%	132.3%
計	245,076人	100.0%	235,208人	100.0%	96.0%



## 身体障害者手帳の所持者数の等級別内訳（各年度末時点）

	H27年度		R2年度		
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	H27比
1級	69,772人	28.5%	68,581人	29.2%	98.3%
2級	38,082人	15.5%	34,694人	14.7%	91.1%
3級	42,295人	17.3%	39,905人	16.9%	94.3%
4級	65,284人	26.6%	60,694人	25.8%	93.0%
5級	16,140人	6.6%	17,796人	7.6%	110.3%
6級	13,503人	5.5%	13,538人	5.8%	100.3%
計	245,076人	100.0%	235,208人	100.0%	96.0%

## (3) 知的障害のある人の動向

令和2年度末時点の療育手帳の所持者数は58,264人となっており、判定別ではB(2)判定が25,877人（構成比44.4%）と最多で、増加も顕著です。

なお、療育手帳所持者には、知的障害を伴わない発達障害のある人も含んでいます。

## 療育手帳の所持者数の判定別内訳（各年度末時点）

		H27年度		R2年度		
		所持者数	構成比	所持者数	構成比	H27比
A	18歳未満	3,710人	8.0%	3,428人	5.9%	92.4%
	18歳以上	14,447人	31.0%	15,728人	27.0%	108.9%
	計	18,157人	39.0%	19,156人	32.9%	105.5%
B(1)	18歳未満	2,291人	4.9%	2,492人	4.3%	108.8%
	18歳以上	9,119人	19.5%	10,739人	18.4%	117.8%
	計	11,410人	24.4%	13,231人	22.7%	116.0%
B(2)	18歳未満	9,375人	20.1%	13,727人	23.6%	146.4%
	18歳以上	7,723人	16.5%	12,150人	20.8%	157.3%
	計	17,098人	36.6%	25,877人	44.4%	168.9%
18歳未満		15,376人	32.9%	19,647人	33.7%	127.8%
18歳以上		31,289人	67.1%	38,617人	66.3%	123.4%
計		46,665人	100.0%	58,264人	100.0%	124.9%

※療育手帳交付数のうち、発達障害と診断され、療育又は日常生活上の支援が必要とみとめたもの

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
交付累計数	3,615人	4,240人	4,884人	5,586人	6,382人	7,037人

#### (4) 精神障害のある人の動向

令和2年度末時点の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は50,041人となっており、判定別では、2級が28,021人（構成比56.0%）で最多となっており、以下、3級（同34.6%）、1級（同9.4%）となっています。

令和2年度末時点における自立支援医療（精神通院）受給者数については、102,195人で、対平成27年度末比で135.0%となっています。

また、令和2年6月30日現在における精神科病院の入院患者数について、措置入院者数は18人となっており、平成27年6月30日現在と比較して94.7%となっています。また、平成29年6月30日現在における3ヶ月未満退院率は62.5%、1年未満退院率は89.9%となっており、引き続き、長期入院者数の減少に努めていく必要があります。

##### 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の等級別内訳（各年度末時点）

	H27年度		R2年度		
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	H27比
1級	4,582人	11.9%	4,714人	9.4%	102.9%
2級	24,031人	62.1%	28,021人	56.0%	116.6%
3級	10,068人	26.0%	17,306人	34.6%	171.9%
計	38,681人	100.0%	50,041人	100.0%	129.4%

##### 自立支援医療（精神通院）の受給者数（各年度末時点）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
受給者数	75,725人	78,494人	82,063人	88,766人	88,873人	102,195人

##### 精神科病院における入院患者数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
措置入院	19人	15人	20人	18人	23人	18人
入院後3ヶ月時点の退院率	52.5%	52.8%	62.5%	—	—	—
入院1年時点の退院率	88.4%	89.3%	89.9%	—	—	—

※措置入院数が病院所在地ベースの数（各年度6月30日時点）

※H27年度・H28年度の退院率は6月30日を基準とした数値

※H29年度の退院率はNDBデータにより算出した数値（1月～12月）

#### (5) 特定医療費（指定難病）患者の動向

平成27年1月から、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）制度実施に伴い、医療費助成の対象疾病は56疾病から110疾病に拡大されました。令和元年7月には333疾病に拡大し、経過措置の終了や県から神戸市への事務移譲の結果、令和2年度末時点における特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている受給者数は34,094人となっています。さらに令和3年11月から対象疾患は338疾病となり、今後の対象疾病の追加に伴い受給者数は増加していくと見込まれます。なお、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲は366疾病となっています（令和3年11月現在）。

## 特定疾患医療受給者証交付数（各年度末時点）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
対象疾病数	306疾病	306疾病	330疾病	331疾病	333疾病	333疾病
受給者数 (神戸市除く)	39,361人	41,181人	38,721人	28,964人	30,814人	34,094人

計画の策定にあたって

兵庫県がめざす姿

## 2 障害のある人のすまいや障害者支援施設等の状況

## (1) グループホームの状況

障害者支援施設や精神科病院からの退所・退院や、親亡き後を見据えて在宅生活からの独立を希望する障害のある人等のすまいの選択肢として、少人数でできるだけ家庭に近い環境で共同生活を送ることができるグループホームの整備を進めています。

## グループホームの整備状況（各年度末時点）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
利用者数	2,711人	2,923人	3,021人	3,216人	3,419人	3,838人
定員総数	2,816人	3,080人	3,251人	3,399人	3,750人	4,449人

各分野における取組

## (2) 障害者支援施設・精神科病院の状況

重度の障害等により地域での生活が難しい人のための選択肢として、障害者支援施設があります。また、精神疾患のために入院治療を要する人には、精神科病院等がその役割を担います。

## 障害者支援施設の状況（各年度末時点）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
入所定員総数	5,579人	5,577人	5,574人	5,572人	5,544人	5,536人

## 精神科病院の状況（各年度末時点）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
精神科病院	43カ所	43カ所	43カ所	43カ所	43カ所	43カ所
うち指定病床を 有するもの	39カ所	39カ所	39カ所	39カ所	39カ所	38カ所

参考資料



### 3 障害のある人に対する相談支援の状況（主なもの）

#### （1）中核的相談支援機関の状況

医学や心理学等の専門的観点から相談・判定などを行う中核的相談支援機関として、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターを設置しています。

##### 中核的相談支援機関への相談件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
身体障害者 更生相談所	7,737件	7,988件	7,803件	7,692件	7,795件	7,737件
知的障害者 更生相談所	5,777件	5,510件	5,860件	5,935件	5,907件	5,655件
精神保健 福祉センター	9,030件	9,481件	9,735件	10,215件	10,878件	12,971件

#### （2）こども家庭センターの状況

児童に関する各般の問題に対し家庭その他からの相談に応じ、また、医学・心理学・教育学・社会学的及び精神衛生上の判定又は調査に基づき必要な指導等を行う専門機関として、療育手帳の交付等、心身障害児に関する判定業務等を行っています。

##### こども家庭センターへの相談件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
相談件数	13,559件	13,510件	13,975件	14,528件	15,202件	14,123件

#### （3）障害者差別解消相談センターの状況

障害のある人やその家族等からの障害を理由とする差別に関する相談対応を行うとともに、必要に応じて関係機関の紹介などを行っています（H28年4月設置）。

##### 障害者差別解消相談センターへの相談件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
相談件数	—	190件	135件	124件	98件	105件



## (4) 障害者110番の状況

障害のある人がいつでも気軽に相談が行えるよう、総合相談窓口として「障害者110番」(障害者ほっとライン)を設置しています。

### 障害者110番への相談件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
相談件数	2,199件	2,243件	2,461件	1,957件	1,941件	1,322件

## (5) 発達障害者支援センターの状況

発達障害のある人や家族からの相談に対し、より身近な地域で適切な指導が行えるよう、県内6箇所の発達障害者支援センターを運営しています。

### 発達障害者支援センターへの相談件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
相談件数	6,506件	6,073件	5,733件	5,540件	5,425件	5,485件

## (6) 県立こども発達支援センターの状況

発達障害のある子どもの早期発見・支援体制の強化のため、診断・診療機能と療育機能を有する県立こども発達支援センターを運営しています。

### 県立こども発達支援センターの状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
初診	299人	294人	308人	306人	308人	296人
再診 (のべ人数)	3,035人	3,276人	3,480人	3,401人	3,592人	3,568人
計	3,334人	3,570人	3,788人	3,707人	3,900人	3,864人

## (7) 高次脳機能障害支援拠点の状況

高次脳機能障害の支援拠点である県立総合リハビリテーションセンターにおいて、障害診断を含む総合的な相談支援を行っています。

### 高次脳機能障害支援拠点への相談件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
相談件数	4,318件	4,166件	2,757件	5,066件	4,077件	4,168件

## (8) 精神科救急情報センターの状況

夜間・休日等において、警察からの通報や県民からの相談などに対応し、緊急に受診を要する人には医療の提供が行えるように調整します。

### 精神科救急情報センターへの相談件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
相談件数	3,010件	2,903件	2,952件	3,154件	3,240件	3,396件

## (9) 兵庫県いのちと心のサポートダイヤルの状況

相談機関の少ない夜間に、自殺を考えている人や家族からの相談を受けるとともに、必要に応じて相談窓口の紹介などを行っています。

### 兵庫県いのちと心のサポートダイヤルへの相談件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
相談件数	21,329件	22,331件	26,903件	25,885件	26,609件	21,188件

## (10) 兵庫県こころのケアセンターの状況

トラウマ（心的外傷）や PTSD（心的外傷後ストレス障害）などのこころのケアに関する専門機関として、相談対応や診療等を行っています。

### 兵庫県こころのケアセンターへの相談・診療件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
相談件数	1,445件	1,508件	1,737件	1,972件	1,640件	2,018件
診療件数	2,742件	2,737件	2,757件	3,320件	3,266件	3,153件

## (11) 障害者就業・生活支援センターの状況

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、県内10箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、窓口での相談対応や職場・家庭訪問などを通じ、就職支援や職場定着支援を行っています。

### 障害者就業・生活支援センターへの相談件数

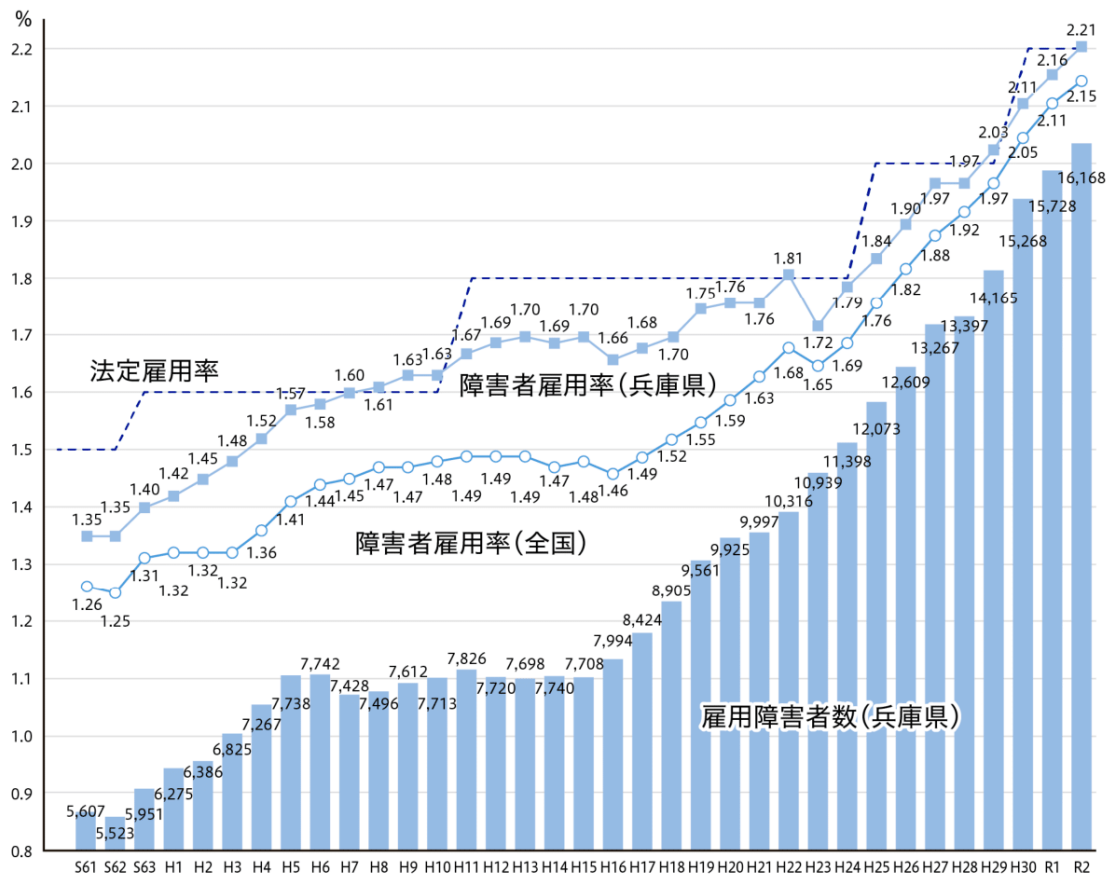
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
相談件数	37,998件	42,760件	47,199件	42,680件	40,313件	34,285件

# 4 障害のある人の就労状況

## (1) 障害者雇用率の推移

令和2年6月1日現在の本県民間企業における障害者雇用率は、過去最高の2.21%、雇用障害者数も17年連続で増加となり、法定雇用率2.2%は達成しましたが、令和3年3月より2.3%に引き上げられており、公的機関を含め引き続き障害者雇用を進めていく必要があります。

### 民間企業における障害者雇用率の推移



### 法定雇用率達成企業割合 (各年6月1日現在)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
達成企業割合	51.8%	51.9%	52.7%	48.2%	51.0%	50.9%

※法定雇用率は令和3年3月に2.2%から2.3%に変更

## 企業規模別障害者の雇用状況（令和2年6月1日現在）

	兵庫県			全国		
	対象数	達成数	達成割合	対象数	達成数	達成割合
1,000人以上	242,218.0人	5,722.5人	64.6%	12,239,100.0人	289,330.5人	60.0%
500～1,000人未満	95,827.0人	2,048.5人	52.7%	3,090,963.5人	66,588.0人	46.7%
300～500人未満	84,759.0人	1,739.0人	50.4%	2,511,339.5人	50,824.5人	44.1%
100～300人未満	194,968.5人	4,369.5人	55.5%	5,677,127.5人	113,199.0人	52.4%
45.5～100人未満	115,022.5人	2,288.0人	46.7%	3,348,466.5人	58,350.0人	45.9%
計	732,795.0人	16,167.5人	50.9%	26,866,997.0人	578,292.0人	48.6%

※達成割合は、企業数の割合

## 公的機関における障害者雇用率（各年度6月時点）

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
県の機関	2.20%	2.27%	2.37%	2.36%
市町の機関	1.54%	2.53%	2.57%	2.38%
県等の教育委員会	2.41%	1.53%	1.36%	1.51%

※区分は兵庫労働局の集計結果による

県の機関：知事部局、企業庁、病院局、警察本部

市町の機関：市町部局、教育委員会（下記以外）、水道事業、病院事業、交通

県等の教育委員会：県、姫路市、尼崎市、西宮市、芦屋市教育委員会

※把握・確認方法を改めたため、H29年度以降を記載

## （2）障害のある人の新規就職者数

ハローワーク（公共職業安定所）を通じて就職する障害のある人では、特に精神障害のある人の伸びが顕著で、身体・知的障害のある人を上回っています。

### 本県のハローワーク経由の障害のある人の就職者数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
身体障害者	1,228人	1,180人	1,180人	1,137人	1,148人	852人
知的障害者	851人	928人	942人	1,037人	964人	912人
精神障害者	1,231人	1,340人	1,528人	1,585人	1,625人	1,368人
その他障害者	95人	129人	146人	143人	183人	285人
計	3,405人	3,577人	3,796人	3,902人	3,920人	3,417人



### (3) 特例子会社の設立状況

特例子会社制度は重度障害のある人や知的・精神障害のある人の雇用、職域の拡大などに有効な仕組みであり、本県でも助成金制度等を通じて設立を推進しています。

#### 特例子会社の設立状況（支社を含む）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
新規認定数	2社	3社	4社	3社	0社	1社
特例子会社数	21社	24社	28社	31社	31社	31社

※特例子会社数内に新規認定数含む

※R 2 年度は県外移転1社あり

### (4) 障害者就業・生活支援センターによる就職支援

就職を希望する障害のある人に対し、地域の就労支援機関の核として、県内10箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、就職支援や就職後の職場定着支援を行っています。

#### 障害者就業・生活支援センターによる就職支援

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
就職者数	390人	432人	568人	582人	490人	413人

※1ヶ月以上の雇用期間のものに限る。

### (5) 就労継続支援B型事業所における平均工賃

福祉的就労に従事している障害のある人の工賃向上を促すため、就労継続支援B型事業所の平均工賃のアップに取り組んでいます。

#### 就労継続支援B型事業所の平均工賃

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
全国平均	15,033円	15,295円	15,603円	16,168円	16,369円	—
本県平均	13,735円	14,077円	14,041円	14,420円	14,478円	13,677円

### (6) 職業能力開発校における職業訓練

本県には障害のある人を対象にした職業能力開発校が2校（県立障害者高等技術専門学院、国立県営兵庫障害者職業能力開発校）あり、インテリアCADやビジネス事務、情報サービス等の専門コースがあります。

#### 職業能力開発校における就職実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
県立障害者高等 技術専門学院	24人 80.0%	22人 71.0%	22人 78.6%	19人 90.5%	21人 72.4%	21人 70.0%
国立県営兵庫障害者 職業能力開発校	46人 82.1%	50人 90.9%	51人 83.6%	60人 83.3%	53人 84.1%	54人 81.8%

※上段は就職者数、下段は就職率を示す。

## (7) 障害者雇用促進企業等に対する優先発注実績

庁内における物品や役務等の調達にあたり、積極的に障害者雇用に努める企業（障害者雇用促進企業）や一定額以上の授産商品購買実績がある企業（ひょうご障害者ハート購入企業）、障害福祉サービス事業所等を優先的に取り扱う優先発注制度を運用しています。

### 障害者雇用促進企業等に対する優先発注

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
少額随意契約	障害者雇用促進企業等	304,780千円	340,866千円	352,567千円	415,706千円	413,469千円	438,622千円
	障害福祉サービス事業所等	31,142千円	34,215千円	29,886千円	36,650千円	40,070千円	34,264千円
	特例随意契約	16,951千円	3,288千円	5,394千円	6,113千円	4,622千円	3,792千円
計		324,961千円	339,210千円	380,475千円	388,566千円	456,978千円	457,331千円

※少額随意契約は、物品購入なら160万円、印刷なら250万円まで（財務規則第96条）。また、特例随意契約とは少額随意契約の上限を超えるもので、施設清掃等障害のある人が直接従事することが見込まれる500万円以内のものをいう。

## 5 障害のある児童生徒等の状況

### (1) 特別支援学校の状況

本県には国立・県立・市立を合わせて47校の特別支援学校があり、障害の種類や特性に応じた教育を行っています。令和4年度に1校、令和6年度に1校、開校予定です。

#### 特別支援学校の設置状況（令和3年4月1日現在）

		県立	国立	市立	計
視覚障害		1校		1校	2校
聴覚障害		3校			3校
知的障害		16校	1校	4校	21校
肢体不自由				8校	8校
併置	聴覚・知的	2校			2校
	知的・肢体	4校		4校	8校
	知的・病弱	1校			1校
	肢体・病弱			1校	1校
	知的・肢体・病弱			1校	1校
計		27校	1校	19校	47校

### (2) 特別支援学校の児童生徒数

知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加が続いており、令和4年度には5,000人程にまで達すると見込まれています。

#### 児童生徒数（各年度5月1日現在）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
視覚障害	89人	89人	94人	100人	93人	82人
聴覚障害	257人	243人	234人	217人	212人	223人
知的障害	4,287人	4,328人	4,488人	4,583人	4,686人	4,816人
肢体不自由	727人	719人	739人	730人	735人	736人
病弱	78人	77人	67人	69人	72人	61人
計	5,438人	5,456人	5,622人	5,699人	5,798人	5,918人

### (3) 小中高等学校等の学校の児童生徒数

特別支援学級に在籍する児童生徒も、通級による指導を受ける児童生徒もともに増加しており、特に通級による指導を希望する児童生徒は今後も増加する見込みです。

#### 児童生徒数（各年度5月1日現在）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
特別支援学級	小学校	5,239人	5,724人	6,390人	7,001人	7,547人	8,128人
	中学校	2,105人	2,200人	2,246人	2,282人	2,452人	2,689人
	計	7,344人	7,924人	8,636人	9,283人	9,999人	10,817人
通級による指導	小学校	1,659人	1,839人	1,696人	2,162人	2,374人	2,538人
	中学校	523人	580人	520人	794人	884人	976人
	高等学校	—	—	—	(29人)	54人	90人
	計	2,182人	2,419人	2,246人	2,956人	3,312人	3,604人

※高等学校における通級による指導は H30年度に制度化され、統計は令和元年度から

### (4) 特別支援学校高等部の就職状況

企業やハローワーク（公共職業安定所）、兵庫障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携を強化したり、県教育委員会による兵庫県特別支援学校技能検定を実施したりしているものの、令和2年度における特別支援学校高等部卒業生の一般就労率は26.2%であり、全国平均と比較して低い水準となっています。

#### 特別支援学校高等部卒業生の一般就労率

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度
全国	29.4%	30.1%	31.2%	32.3%	32.0%	31.2%
本県	22.4%	21.9%	21.9%	24.8%	25.8%	26.2%



# 3・ 策定経過

計画の策定にあたって

兵庫県がめざす姿

各分野における取組

参考資料

## 1 令和元年度

日付	会議名	検討項目
9月13日	第1回障害福祉審議会	改定方針の説明
11月25日	第1回「まち・もの」分科会	現状と課題
11月26日	第1回「ひと」分科会	現状と課題
1月22日	第1回「参加」分科会	現状と課題
2月4日	第2回「まち・もの」分科会	現状と課題
2月18日	第1回「情報」分科会	現状と課題

## 2 令和2年度

日付	会議名	検討項目
6月23日	「ひと」分科会	ポストコロナ社会における新たな課題、対応の方向性
7月2日	「情報」分科会	ポストコロナ社会における新たな課題、対応の方向性
7月3日	「参加」分科会	ポストコロナ社会における新たな課題、対応の方向性
7月17日	特別委員会	現状と課題、ポストコロナ社会における新たな課題
7月31日	「まち・もの」分科会	ポストコロナ社会における新たな課題、対応の方向性
9月18日	第1回障害福祉審議会	社会情勢を踏まえた策定方針
12月23日	第2回障害福祉審議会	社会情勢を踏まえた策定方針

## 3 令和3年度

日付	会議名	検討項目
7月30日	第1回合同分科会	基本骨子、施策体系
8月17日	第2回合同分科会	基本骨子、施策体系
8月27日	第1回特別委員会	基本骨子、施策体系
9月13日	第1回障害福祉審議会	基本骨子、施策体系
12月20日	第3回合同分科会	本文案
12月21日	第2回特別委員会	本文案
1月18日	第2回障害福祉審議会	本文案

# 4 • 兵庫県障害福祉審議会名簿

## 1 兵庫県障害福祉審議会

氏名	役職名等	備考
浅野 達藏	一般社団法人兵庫県精神神経科診療所協会会長	R3.5～
足立 光平	一般社団法人兵庫県医師会副会長	
足立 達哉	公募委員	～R3.4
天野 文夫	兵庫県議会議員	～R2.7
石井 登志郎	兵庫県市長会副会長	R2.4～
井上 三枝子	公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会理事長	
大谷 武	社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会会長	特別委員、R3.5～
岡田 洋一	公募委員	R3.5～
小川 栄次郎	兵庫県自閉症協会事務局長	特別委員、R2.9～
河上 翔吾	公募委員	～R3.4
蒲原 綾子	公募委員	R3.5～
北岡 祐子	一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会会長	
木村 進一	神戸地方法務局人権擁護課長	オブザーバー、R2.4～
木村 佳史	兵庫県肢体障害者福祉協議会会長	特別委員、R2.7～
工藤 涼二	兵庫県人権擁護委員連合会会長	R3.6～
久保 秀男	公募委員	R3.5～
久保村 達也	兵庫労働局職業安定部長	オブザーバー、R3.3～
久村 恵美	特定非営利活動法人ピュアコスモ理事長	特別委員、R2.7～
越田 浩矢	兵庫県議会議員	R2.7～
小山 京子	兵庫県重症心身障害児（者）を守る会会長	特別委員、R2.7～
関根 由紀	神戸大学大学院法学研究科教授	
千郷 雅史	一般社団法人兵庫県精神神経科診療所協会会長	～R3.4
高井 敏子	加古川障害者就業・生活支援センター所長	
高橋 秀典	神戸地方法務局人権擁護課長	オブザーバー、～R2.3
田中 清之	兵庫県自閉症協会副会長	特別委員、～R2.9
田中 究	兵庫県立こころの医療センター院長	オブザーバー
田中 環	社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会会長	特別委員、～R3.4
田中 裕子	兵庫県経営者協会副会長	
谷口 泰司	関西福祉大学社会福祉学部教授	会長
玉木 幸則	一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク代表理事	
鄭 正秀	一般財団法人兵庫県肢体不自由児者協会理事長	特別委員、R2.7～
長尾 卓夫	一般社団法人兵庫県精神科病院協会会長	～R2.6



氏名	役職名等	備考
中谷 美江	兵庫県社会就労センター協議会会長	R元.12～
凧 裕之	障害者問題を考える兵庫県連絡会議事務局次長	特別委員、R3.3～
西田 健次郎	兵庫県教育次長	オブザーバー
登 幸人	兵庫県市長会理事	～R2.4
野村 恭代	大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授	
橋本 健志	兵庫県精神保健福祉協会会長	
畠中 友希	公募委員	～R3.4
服部 千秋	兵庫県町村会理事	
東馬場 良文	兵庫県社会就労センター協議会会長	～R元.12
広野 ゆい	特定非営利活動法人発達障害をもつ大人の会代表	
深井 光浩	一般社団法人兵庫県精神科病院協会会長	R2.6～
福田 好宏	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会副会長兼常務理事	
藤井 剛	兵庫労働局職業安定部長	オブザーバー、R3.4～
藤田 行敏	公益社団法人兵庫県精神福祉家族会連合会副会長	R2.9～
藤本 久俊	兵庫県人権擁護委員連合会会長	～R3.6
藤原 久美子	障害者問題を考える兵庫県連絡会議（障害者差別解消担当）	特別委員、～R3.3
蓬菜 和裕	一般社団法人兵庫県知的障害者施設協会顧問	～R2.9
前田 辰幸	兵庫県難病団体連絡協議会副代表理事	
増田 雅博	特定非営利活動法人兵庫県難聴者福祉協会理事長	特別委員、R2.7～
松岡 健	神戸新聞社論説委員	R2.9～
松端 信茂	一般社団法人兵庫県知的障害者施設協会会長	R2.9～
松原 一郎	関西大学名誉教授	
三上 喜美男	神戸新聞社論説委員	～R2.9
宮田 広善	姫路聖マリア病院重度障害総合支援センター長	
宮本 幸代	兵庫県LD親の会「たつの子」代表	特別委員、R2.7～
山口 英治	兵庫県知的障害者施設家族会連合会会長	特別委員、R3.7～
山崎 玲輔	特定非営利活動法人兵庫セルフセンター理事長	
由岐 透	兵庫県知的障害者施設家族会連合会会長	特別委員、～R3.6
涌波 和信	公益社団法人兵庫県精神福祉家族会連合会副会長	～R2.9
和田 修	公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会理事長	

(令和4年3月現在、五十音順)

## 2 計画策定にあたりご協力いただいたみなさま

氏名	役職名簿	備考
井澤 信三	兵庫教育大学大学院教授 特別支援教育専攻	ひと分科会
酒井 麻椰	分身ロボット OriHime（オリヒメ）使用者	意見聴取
服部 正	甲南大学文学部人間科学科教授	参加分科会
瀨口 直哉	東播磨圏域コーディネーター（相談支援専門員）	情報分科会
増田 和茂	公益財団法人兵庫県障害者スポーツ協会理事	参加分科会
室崎 千重	奈良女子大学生活環境学部住環境学科准教授	まち・もの分科会

(五十音順)

# 5・用語解説

## あ行

### e スポーツ

「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称とされている。

### 移動支援

屋外での移動が困難な人に対し、外出時の支援を行うこと。

### 医療支援型グループホーム

兵庫県独自の共同生活援助で、日中サービス支援型として事業者指定を受けた共同生活援助であって、日常生活において医療的ケアが必要な障害者を主な対象とし、近接する医療機関と緊密に連携を図りながら24時間体制で看護職員による医療的ケアを提供する。

### 医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。なお、上記を除き、18歳に達した者を「医療的ケア者」と称する。

### 医療的ケア児支援センター

都道府県知事が以下の業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した社会福祉法人等。

- ①医療的ケア児及びその家族その他関係者に対し、専門的に相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。
- ②医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。
- ③医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

### 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等の支援を総合調整する者。市町、相談支援事業所等に配置され、国が定めるカリキュラムに基づく養成研修を県において実施している。医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められている。



## 遠隔手話サービスシステム

自身のスマートフォンやタブレット端末を利用して遠隔で手話オペレーターによる手話通訳を受けることができるシステム。

災害や新型コロナウイルス感染症の影響等により、保健所への相談や病院への受診等に手話通訳者の同行が困難な状況における聞こえない人と聞こえる人の意思疎通の支援を目的として、本県でも導入を図っている。

## オーディオブック

書籍等の文章を読み上げ、必要に応じて効果音やBGM等を付与することにより、耳で聞くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。

## 音楽療法

音楽の持つ生理的・心理的・社会的な働きを、心身の障害の軽減回復や機能の維持改善等に向けて治療者が意図的・計画的に活用して行う療法。

## 音声認識アプリ

音声を文字に変換するアプリケーション。例えば、「UDトーク」は会話をリアルタイムで文字にするアプリで、一対一の会話や多人数での会議で、様々な人とのコミュニケーションに活用できる。

## か行

### 介護支援専門員

要介護者等からの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な介護サービス等を利用できるよう、居宅サービス計画等（ケアプラン）を作成するとともに、市町村、介護サービス事業者等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営む上で必要な援助（ケアマネジメント）に関する専門的知識及び技術を有する者として介護支援専門員証の交付を受けた者。

### ガイドヘルパー

自立支援給付の同行援護（視覚障害）、行動援護（行動障害）及び重度訪問介護並びに地域生活支援事業の移動支援に従事する職種であり、「移動介護従事者」「移動支援従業者」等とも呼ばれる。

障害がある人が円滑に外出することができるよう、移動を支援する事業であり、障害者の社会参加、自立の促進及び生活の質の向上等に重要である。

### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的役割を担う機関で、困難事例等を含む相談支援に関する総合的業務を実施する。

### 強度行動障害

激しい他害や自傷等により、生活環境に対する著しい不適応行動を頻繁に示し、日常生活が困難なもの。

### 居宅介護

居宅において、入浴や排せつ等の介護・家事・生活相談等、生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービス。

### 居宅訪問型児童発達支援事業所

重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う児童福祉法に基づくサービス。